共通講習の申請手続きについて

1.申請

主催者は、社会医学系専門医協会(以下、協会)のホームページよりダウンロードした共通講習申請書に必要事項を入力し、協会へ申請して下さい。

2. 協会認定の共通講習として認められる講習会の範囲

共通講習として認定されるためには、原則として以下の項目を充足し「各領域の枠を超えた、医師として必要な知識や態度（人間性や社会性を含む）を扱う講習」として妥当と認められたものに限られます。

(1)国内で開催されるものの内、営利団体が主催するものを除き、講演者、共催・後援については、利益相反事項に問題がないもの。

(2)共通講習の主催者は、社会医学系専門医以外でも講習会に参加できるように努めてください。

①必修講習：医療倫理（臨床倫理、研究倫理、生命倫理を含みます）、感染対策、医療安全の3カテゴリー（資料「必修共通講習の内容（具体例）」参照）。

③省庁、各種公共団体およびそれに準じる機関・団体の主催する講習会で、①で定める内容に関する講習会等。

(4)共通講習の提供形式には以下のものを含みます。

①講習会・講演会：講習内容に精通し、専門的経験を有する者(エキスパート)
１時間あたり1名程度の演者によるもの

②シンポジウム、ワークショップ：講習内容に精通し、専門的経験を有する
シンポジスト、講演者等で構成されるもの。

③e-learning

④協会が推奨するＤＶＤ等による伝達講習会。

(5)受講に際しては、主催者により適正・確実な方法で出席管理(受講確認)を行えること。(例：ICカード読み取りによる受講確認、バーコードによる受講確認、途中入場を禁止した上での終了時出席確認およびこれらに準じる程度の適正・確実な方法。)

(6)共通講習の受講者に対し、主催者名による受講証明書を発行できるもの。

(7)講習会の規模については、30名程度以上の参加者を見込めるもの。なお、参加者数については、当面の間、柔軟に対応します。

なお、予定参加者数については講習会に参加予定の医療職の総人数としてください。

(8)講習会のタイトル；共通講習であることを明示されているもの。
　タイトル又はサブタイトルに「社会医学系専門医協会認定共通講習」である旨を表示するか、もしくはなお書き等で明示してください。
　また、講演タイトルまたはサブタイトルは、共通講習の対象カテゴリー(医療倫理・医療安全・感染対策)に該当することがわかるようなものとすること。

3.受講単位について
　(1)認定単位は、１日あたり1時間以上2時間未満の講習会には受講単位1単位を、連続して2時間以上のものには2単位を上限とすることとしてください。
　また、講習会の講師には受講単位2単位を付与することができることとします。
　なお、例えば、医療倫理及び感染対策などと2つ以上のカテゴリーにつき講習会を同一日に開催する場合は、別々に申請することとしてください。

(2)専門医の更新申請に必要な共通講習受講単位数は、医療倫理、医療安全、感染対策は5年間で各々1単位以上
　同一カテゴリーを複数回受講した場合も、取得単位として算定できます。

4. 講習会の参加費
　主催者が適切な範囲で設定して下さい。社会医学系専門医・非社会医学系専門医の区別についても同様です。

5. 参加者を限定せず非会員などの参加を認める講習会の申し込み
　非会員などからの事前申し込等が必要な場合の連絡先については、協会の共通講習情報に掲載できますので、必要な場合には協会までお知らせください。

6. 審査について
(1)協会は、主催者から申請があった場合、申請書記載の項目につき妥当か否かを審査し、共通講習として認めると判断した場合は、登録番号を付します。認めない場合は理由を付し、主催者にその旨を返信します。
(2)企業との共催・後援で開催する講習会等については、利益相反に関して特に慎重な審査を行います。

7.審査に要する日数

申請は、原則として講習会開催の3か月前までにお願いします。

8. 共通講習開催後の報告

共通講習の主催者は協会ホームページ上の様式に従い、共通講習事後報告を開催後２週間以内に、協会へ提出してください。

なお、報告書の提出が無い場合は、次回共通講習の申請を受け付けない場合があります。